



# 歳末たすけあい募金が始まりました!

ご協力をお願いいたします。

**実施期間 12月1日～12月31日**

寄せられた募金は、旭川市社会福祉協議会を通じて地域で支援を必要とする方々のために役立てられています。

## 令和4年度共同募金助成団体募集について

地域福祉活動の推進を目的に福祉施設・団体の事業活動を応援するために、活動資金の助成を行います。

### ■対象団体

- ①市内で活動している福祉施設または団体で、事業実施に要する資金の確保が困難であること。
- ②非営利、自主運営、情報公開を原則としていること。

### ■応募方法

令和4年12月21日(水)から令和5年1月13日(金)までに旭川市共同募金委員会事務局へ必要書類を提出してください。

※詳細は旭川市社会福祉協議会ホームページの共同募金コーナーをご覧ください。



まごころお届け隊事業(歳末見舞品配布事業)



雪はねお助け隊事業(除雪・排雪事業)



# 社協 はじまりは あなたの笑顔から

## あさひかわ

このページは、赤い羽根共同募金の助成を受けています

共同募金運動期間  
10月1日～12月31日



ご意見・ご質問を募集しています!「旭川市社会福祉協議会」まで

社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会  
https://www.asahikawa-shakyo.or.jp

【5条事務所】〒070-0035 旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール1階  
TEL 23-0742 / FAX 23-0746 Eメール kikakusoumu@asahikawa-shakyo.or.jp

【神楽事務所】〒070-8003 旭川市神楽3条4丁目1-18 TEL 60-1755 / FAX 60-1790



## 市内にある53の地区社協の中から 東部東光地区社会福祉協議会を紹介しします

東部東光地区社協(東光10～25条5・6丁目)で行っている安心見守り事業では、主に高齢者世帯を対象とし、郵便物や電気の点灯、車の様子等に変わりがないかを気をつけ、見守りを実施しています。最近、高齢者のみならず、障がいなど、何らかの生きづらさを抱え、地域とのつながりが弱くなっている世帯も増えていると感じており、対面の見守りに加え、さりげない見守りも行っています。



見守り活動中の様子



研修会の様子(コロナ禍前)

また、地区市民委員会と連携し、「支えあい」をテーマとした研修も例年開催しています。昨年度は、旭川市総合防災センターの施設見学を実施しました。本年度は、「人のために働くこと」をテーマとした(医師として海外で慈善活動に尽力した中村哲氏の)ドキュメンタリー映画を鑑賞する予定です。

募金の受付・お問合せは...

**旭川市共同募金委員会** ☎23-0742 ホームページ <https://www.asahikawa-shakyo.or.jp/charity/>  
旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール1階 FAX 23-0746 Eメール [ash-kyobo@asahikawa-shakyo.or.jp](mailto:ash-kyobo@asahikawa-shakyo.or.jp)

## 地域福祉推進のための寄附について

旭川市社会福祉協議会の活動は、市民や団体の皆様からの会費、寄附金、共同募金の配分金などに支えられています。

社会福祉協議会や共同募金委員会への寄附は、特定公益増進法人への寄附として税制上の優遇措置を受けることができます。

### 個人の場合

確定申告時に「所得控除」もしくは「税額控除」のいずれか有利な控除方法を選択することができます。

**所得控除** 寄附金の合計額(注1)から2,000円を差し引いた金額を、寄附をした方のその年分の総所得金額の合計額から控除することができます。

**税額控除** 寄附金の合計額(注1)から2,000円を差し引いた金額の40%(注2)を、寄附をした方のその年分の所得税額から控除することができます。

※注1:寄附金の合計額が総所得金額の40%を超える場合は、総所得金額の40%が上限  
※注2:控除する金額がその年分の所得税額の25%を超える場合は、所得税額の25%が上限

### 法人の場合

法人税法上の「一般寄附金とは別枠で損金算入すること」ができます。(法人税法第37条該当)

## 寄附者のご紹介

畠山 五郎 様 寄附受納式



10月5日(水)に、畠山五郎様(左)から亡くなられた妻・圭子さんが民生委員児童委員として長く活動されており、「本会と民生委員児童委員の活動に役立ててほしい」と多額の寄附をいただきました。深く感謝申し上げます。

※本会は、反社会的勢力や社会問題の解決に反すると思われる組織・団体からの寄附・支援はお断りしております。

**お問合せ先** 旭川市社会福祉協議会  
企画総務課 ☎23-0742

## ささき たかあき 東部東光地区社協 佐々木孝昭 会長からのメッセージ



先日、認知症カフェに参加してきました。認知症家族の話を通じて、地区社会福祉協議会の会長としても、もっといろいろな関わり方があるのだと知りました。また、地域間での交流が必要であるとのことで、東光地区の市民委員会のパークゴルフ大会が開催されました。これらの、地区社協以外の活動に参加してみて、他の地域の実状や取組の情報交換をすること、自分が学んだことを、地域や他の組織に伝達していくことが重要だと思いました。

今後も、東部東光地区社会福祉協議会で、いろいろな取組を実施するだけでなく、さまざまな活動に参加して地域のためになることを広めていきたいと思えます。

## 図書カードをプレゼント!!

「社協あさひかわ」に関するご意見や感想をお待ちしています。ご意見・感想をお寄せいただいた方の中から抽選で、3人の方に1,000円分の図書カードをプレゼントします。なお、当選者の発表は発送をもってかえさせていただきます。

【応募方法】はがき・FAX・メールにて  
【必要事項】①ご意見・ご感想 ②住所 ③氏名 ④年齢 ⑤電話番号  
【応募締切】令和5年1月31日(水)まで(当日消印有効)  
【応募先】旭川市社会福祉協議会の5条事務所(上記参照)まで  
※ご意見・感想で得た個人情報は、プレゼントの抽選及び発送以外に使用しません。  
※メールの場合、送信アドレスが変更となっておりますのでご注意ください。

